令和７年度９月邑南町農業委員会総会議事録

日時：令和７年　９月２２日（月）
時間：１３時３０分～
場所：邑南町役場　大会議室

出席農業委員１１名（欠席２名）

１　三上　孝行	２　沖田　浩		４　服部　耕二
５　種　　克也	６　服部　信彦	７　椿　　徹	８　片岡　里美
９　植田　眞二	10　松﨑　寿昌		12　大石　幹夫
13　高木　敏彦			

出席推進委員１０名（欠席６名）

	２　服部　鉄也	３　高橋　道明	
	６　田中　昭文	７　川本　雅雄	８　東　　廣司
	10　三上　好文		12　三田　　誠
13　上田　義憲		15　山﨑　　勉	16　和田　清文

議事日程

第１　会長挨拶
第２　議案
- 議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
- 議案第２号　農業振興地域整備計画の変更について
- 報告第１号　農地法第３条の３の規定による相続等の届出について
- 報告第２号　農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約)
- 報告第３号　農地法第４条の規程による届出について

その他
(1) 事務連絡
(2) その他

会議の概要

議　長	令和 7 年第 6 回の邑南町農業委員会総会の方始めたいと思います。まず、分かっとられる事ですけど。いつも、天気とか稲刈りの稲の話で、申し訳ないんですけど。なかなか、9 月に入って天気が落ちつかんでコシヒカリの方とか。まあ、稲刈りの方がなかなか進まないで、皆さん難儀しとられるかなあと思います。まあ、来る途中でも田んぼの方。コンバインが入って、稲を刈られとったとこもありました。あの、また。何日かすると、雨。晴れが続いたりして、なかなかチャンスがないような感じで、大変だと思います。まあ、今回。出席されとる委員さんとか、推進委員さん中にもなかなか今日は忙しいからなあと思われてる人がおられると思います。案件が少ないようでしたら、なるべく早く終わられるようやっていきたいと思います。よろしくお願い致します。 それでは、2 番の議事録署名の委員さんですけど。今月は 10 番 松﨑委員さん。12 番の大石委員さん。お願い致します。それと、本日の欠席者。3 番の荒木委員さんの方から欠席届出が出ております。 それでは、3 番の方の議題の方に入っていきたいと思います。議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、今月は 2 件上程されております。事務局の方、読み上げの方よろしくお願い致します。
事務局	はい。申請番号 073-18。農地の所在地は下亀谷××-×。登記地目が田。面積が 671 ㎡。同じく、下亀谷××。登記地目が田。面積が 1497 ㎡。同じく、下亀谷××-×。登記地目が田。面積が 62 ㎡。同じく、下亀谷××-××。登記地目が畑。面積が 181 ㎡。3 条無償の所有権移転です。譲渡人は〇〇〇〇さん。譲受人は●●●●さんです。 続きまして、申請番号 073-19。農地の所在地は布施×-×。登記地目が田。面積が 422 ㎡。同じく、布施×-×。登記地目が田。面積が 238 ㎡。同じく、布施×-×。登記地目が田。面積が 1941 ㎡。同じく、布施××-×。登記地目が田。面積が 1656 ㎡。同じく、布施××。登記地目が田。面積が 1063 ㎡。同じく、布施××-×。登記地目が畑。面積が 422 ㎡。同じく、布施××-×。登記地目が畑。面積が 368 ㎡。同じく、布施××-×。登記地目が畑。面積が 245 ㎡。3 条の無償の所有権移転です。譲渡人は△△△△さん。譲受人は▲▲▲▲さんです。以上、2 件です。
議　長	はい。ありがとうございます。先ほど、事務局の方で読み上げて頂きました。審議の方に入って行きたいと思います。申請番号 073-18 の件に関しまして、服部信彦委員さん。現地での調査及び聞き取りの報告の方をお願いいたします。
6　番	お願い致します。申請番号 073-18 について説明を致します。あの、現地へはちょっと、これ下の地図からですね。非常に目印がなく、ちょっと説明のしようがないんですが。この地図で言う上の方ですね。ずっと行くと、こんど出来た道の駅の信号の交差点辺りに行くようなここらにあると思ってください。で、下にうずっと行くと奥亀谷っていうその、またさらに奥に集落があるんですが。そこへ向かう所にある集落のようなちょっとイメージしか、ちょっとお伝え出来ないんですけど。ちょっと、思い立った建物が何も無くてですね。あの、ここだとい

	う説明が出来ないんで。まあ、ザックリ。その道の駅から、信号をですね。道の駅じゃない。反対側をずっと行って頂いた約1㎞くらいかな？ぐらい行った所ぐらいが、今のこの辺りだというふうなイメージで。ちょっと、それしかちょっとお伝えする事出来ないんですけど。それでですね。●●さんには、ご面談をしておりません。連絡取れなかった都合上。代理人である、＊＊司法書士さんにご連絡をさせて頂いて、状況を確認を致しました。＊＊さんが、言われるにはですね。こちらに○○さん。まあ、同じ同性なんですけども。○○さんと●●さんとは、祖母とお孫さんというご関係だそうです。あの、通常であれば相続という話になるんですけど。ちょっと、お父さんが亡くなられてらっしゃるという事で。●●さんの。まあ、お孫さんにあたるという事で。生前の時に、所有権の移転をしたいという事で、ご相談を受けられたそうでございます。まあ、●●さん自身で今これ耕作をされてらっしゃるんで、特に問題はないかと思いますんで。よろしくお願い致します。以上でございます。
議　長	はい。ありがとうございました。田中推進委員さん、何か付け加えたりする事がございましたら・・。
推6番	ありません。よろしくお願い致します。
議　長	はい。ありがとうございました。はい。それでは、先ほど説明をしていただきました。申請番号073-18の件に関してご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言の方をお願い致します。
2　番	はい。
議　長	はい。沖田委員さん。
2　番	えっと。これ、住所が一緒ですけれども。同居です？
6　番	はい。そうです。
2　番	あっ、そうです。その場合、経営面積は、事務局。これどがあなるんですかいね？同居の場合は・・。
事務局	●●さんの方のいうことですかね？
2　番	そうです。はい。
事務局	あの、本来は、まあ、あの●●さん本当の実態としては、●●さんの方に経営面積とかが、本来入ってるんですけれども。あの、うちの持ってる農家台帳上は。まだ、その○○さんが土地所有者で。あの所有にはなってますので。今回、この議案書の書き方として、ちょっと消させて頂いたというような形になります。本来、まあ沖田委員さん、おっしゃられるように、同居であればその世帯のデータが一緒であれば入ってくるんですけれども。今回、あの、住所が一緒ですけど分けさせていただいて、入力をさせていただいておりますので。それでゼロになっております。
2　番	はい。分かりました。
議　長	他にございますでしょうか？ （意見質問なし）
議　長	ないようですので、採決の方に入っていきたいと思います。申請番号073-18の件に関して許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。

	（全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、申請番号 073-19 の件に関して、松﨑委員さん。現地での調査及び聞き取りの方の報告をお願い致します。
１０番	それでは、失礼致します。073-19 の件についてご説明をします。地図でいいますと、次のページをご覧頂ければと思います。3 ページの地図でいえば、右側の方がよく分かるかと思いますが。上側の方が、隣の八色石集落。下側が、美郷へ抜ける県道 55 号線。邑南飯南線に即した場所で、布施一集落の入り掛けの所です。それで、あの特別目印になるとこはないんですが。道路端の該当の家の下の家なんですが。それの方へ入られて、大きなテディベアのぬいぐるみがぶら下がっとったり。あるいは、牛の置物 2m ぐらいの。あんなもんが、家の前にある貸しものしよんさっれとった、＠＠＠＠さんとこの本家の家。こちらにある、▲▲▲▲さんと△△△△さんは兄妹の間柄です。先代の￥￥さんが亡くなられて△△さんが相続をされましたが、△△さんはずっと広島暮らしで。実際に、あの先代が亡くなられてから、当分の間下の家の＠＠さんと＠＠さんのお父さんが、本家と分家両方農地の方を管理をしておられました。その末の弟の息子さん 4 男だと思いますが、これが関東の方から帰られて、こちらの方で再婚されて数年前までは、本人さんが管理。本人というか息子、4 男が管理されておられましたが、弟さんも出て亡くなられて、連れ合いも実家の方へ帰られて空き家状態になっておりました。そう言いながらも、連れ合いの方が神経痛を患って管理の方は続けておられましたが、今回△△さんの方に相談されまして、△△さんの方も数年前に大病が見つかって自分では管理する能力がないという事で、兄妹の相談が兄、実際にまだ▲▲▲▲さん。東京の大沼町の方へ住んでおられますが、既に邑南町の方に住所を移されて、来春からは家族と一緒に帰られて管理をするつもりでおるという事で話を伺いました。話は、現地の方は確認したんですけども、どちらも影響という事で、9 月 16 日に電話を入れて確認はさせて頂きました。まあ、チェックシート照らし合わせても、別になんの問題はないんじゃないかと思いますので、許可相当とは思っております。ただ、あのこの 3 ページの地図を見て頂きますと、左側にわりと大きな田が 2 枚あるんですが、こちらの方が全部、今＃＃＃＃さんの方が耕作の方しております。今回、タイミングがいいんか悪いか分からんですけども、契約期間が過ぎておりますので、一旦▲▲さんの方に、この延長の手続きした上で、再度また契約をするなり再検討されると思われます。ご審議の方よろしくお願いを致します。
議　長	はい。ありがとうございました。田中推進委員さん。付け加えたりする・・・。
推６番	別にありません。よろしくお願い致します。
議　長	はい。ありがとうございます。では、審議の方に入っていきたいと思います。先ほど、073-19 の説明をしていただきましたけど、何かご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言の方お願い致します。
１２番	会長さん。
議　長	はい。

１２番	あの、経営面積と数字が違いますてえね。
議　長	355 と 335。
１２番	20 ㎡。
議　長	事務局の方・・。
事務局	はい。えっとですね。あの、すみません。正しいのは、6355 が正しいです。ただ、ちょっとごめんなさい。経営面積が事情で出てくるので、ちょっとこの違いが分からないですが、今回△△さんが持っておられる農地は全部▲▲さんにという案件ですので、この１筆ずつ載っている方の面積の合計が正しいです。申し訳ございません。
６　番	ここは、機械が自動で出すいう事？
事務局	ここは、そうです。もう、そもそも台帳上に入っている、この１筆ずつの合計が、勝手にここに出てくるので。あの全面積があれば、あっているのが普通なんですが・・。はい。
１２番	はい。分かりました。
議　長	その他にございますでしょうか？ （意見、質問なし）
議　長	ないようでしたら、採決の方に入っていきたいと思います。申請番号 073-19 の件に関してに許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 （全員挙手）
議　長	はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、議案第 2 号農業振興地域整備計画の変更について。今月は 3 件上程されております。事務局の方説明、読み上げの方お願い致します。
事務局	はい。除外についてです。除外の整理番号１。農地の所在が矢上××。登記地目が田。面積が 524 ㎡。土地所有者は□□□□さん。事業計画者は、■■■■さんです。除外理由は、個人住宅で。農地法上の許可条項は、施行規則第 33 条第 1 項第 4 号で、農地区分は第 3 種農地です。 続きまして、除外の整理番号 2。農地の所在は矢上××-×。登記地目が田。面積が 969 ㎡の内 767 ㎡。有効面積は 550 ㎡。土地所有者は◇◇◇◇さん。事業計画者は、◆◆◆◆さんです。除外理由は、個人住宅で。農地法上の許可条項は、施行規則第 33 条第 1 項第 4 号で、農地区分は第 1 種農地です。 続きまして、除外の整理番号 3。農地の所在は上亀谷××。登記地目が田。面積が 839 ㎡の内 359 ㎡。有効面積は 210 ㎡。土地所有者は☆☆☆☆さん。事業計画者は、☆☆☆☆さんです。除外する理由は、進入路兼駐車場で。農地法上の許可条項は、農地法令第 4 条第 1 項第 2 項です。農地区分は第 1 種農地です。以上、3 件です。
議　長	はい。ありがとうございます。事務局より、読み上げて頂きました。審議の方に入っていきたいと思います。 整理番号１。矢上 C-1 の件に関しまして、植田委員さん。現地での調査と聞き取りの報告の方をお願い致します。
９　番	はい。それでは、説明をさせていただきます。整理番号１番。除外申請の申請

	でございます。この場所は、6ページの地図をご覧頂ければと思いますが。大きい道路があるんですけれども。ちょっと目印的なものは、言わしていただきます。中野の方面から矢上に浜田作木線を上っていきまして、＄＄＄＄＄スタンドの手前100ｍぐらい前を、右折し、500m行ったところを今回の申請地という事になります。この道路は、旧の旧というか、日和に上がる所の道路でございまして、今はバイパス。トンネルが出来ておりますので、めったに通られんのじゃないかと感じておりますが。その道路でございます。それで、それを行ったところに、後原この等集落の会館がございます。その横に、今回の申請をされとるいう事で申出が入ってきております。そして、またこの道路をちょっと上に上がって左に行くと火葬場等がございますので、そういうふうな大まかな位置関係となります。土地の所有者□□氏、■■氏とは義理の親子関係でございまして、色々■■さんが自分の住宅を建てたいという事で、あちらこちら色々なかなか思う所がなく、最終的には妻の実家の横に建てるという計画になったという事をお聞きしております。場所については、あの農地、田んぼでございますが。ここの、田んぼというのが、水のとい入れ口というんですか？水が入ってくる所が、非常になくて。ずっと、30年代畑として使っておられたそうでございます。まあ、今回そういう事も含めて、せっかく婿さんが家を建てるいう事なら提供しましょう。いう事で、今回の場所になったとお聞きしております。■■さんは、建設業を営んでおられますので、計画性とか事務的にも問題はないと感じた所でございます。9月16日の夕方に、やっと土地の所有者の□□さんと面談が出来ましたので、これに同行させて頂いて、今まで感じた経緯を聞き取りという事でさして頂きましたり。現地も確認をして、問題ないと判断を致しましたので審議の方、一つよろしくお願いを致します。
議　長	はい。ありがとうございました。小泉推進委員さんは、欠席？　はい。それでは審議の方に入りたいと思いますが。先ほど、説明をして頂きました。整理番号1の件に関して、ご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言の方をお願い致します。
	（意見質問なし）
議　長	ないようですので、採決の方に入っていきたいと思います。 除外の整理番号1番の件に関して許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。
	（全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、除外の整理番号2番の件に関して。植田委員さん。説明の方よろしくお願い致します。
9　番	はい。そうしましたら、続いて整理番号2番の申請についてご説明をさせて頂きます。ページは次のページの7ページの地図をご覧ください。ちょっと場所的に、ちょっと、あの気難しいところがございますが。右側の向かって斜め線が、の道路上が石見中央線。元の％％クリニックの前を上がって、これを北側へずっと抜けると農道の南線にあたるような位置関係で、今回の申請場所はちょうど中

	間辺りの位置でございまして、その上にちょっと高台の所にもう1本。ちょっと申請地にむいて道路が繋がっておりまして、ちょうど見晴らしのいい所の条件となっておるような所でございます。この農地は30年ぐらい前に、元の所有者まではいきませんでしたが、購入してほしいという事で更地の状態で亡き父が購入されたという事をお聞きしました。それからずっと、購入した時点でプレハブを建てて、しめ縄を作っておられたそうでございますが、亡くなられたという事で。今、地図上では斜線の建物があるように書いてありますが、プレハブも解体して今、更地状態になっておる現状でございます。この計画者の◆◆さんは、先生は。浜田で◎◎クリニックという病院を経営しながら、邑智病院に勤務されております。矢上にも住居を希望されておって、特に高台の見晴らしのいい所が希望という事で。奥さんがこの場所を非常に気に入られたという事を聞いております。それで、今回の計画に至ったそうでございます。まあ、所有者はちょっと地区外でしたのでなかなか面談に、まあこっちも出向かれませんし。また、反対に出向いてください。という日にちがちょっとありませんでしたので・・・。場所については、9月16日に三田推進委員と現地を確認したのちに、電話にて今までの上記のお話しした経緯を聞き取りをしたような次第でございます。そして、本日の表の報告に至りました。特に、問題は無いかと思いますし。当初、田んぼであったものが、もう更地化しておりますので。元へ戻すのもちょっと難しいと思いますので、このまま進めたいと思いますので、審議の方よろしくお願いを致します。
議　長	はい。ありがとうございます。三田推進委員さん。何か付け加えたり・・。
推12番	ありません。よろしくお願いします。
議　長	はい。ありがとうございます。それでは、先ほど説明していただきました。除外のＣ－2の件に関して、ご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言の方お願い致します。
２　番	すみません。
議　長	はい。どうぞ、沖田委員さん。
２　番	ちょっと、事務局にちょっとお聞きします。C-1のこれ第1種農地で。
事務局	はい。
２　番	これがまあ今回、個人住宅の申請が出ておりますけど。
事務局	はい。
２　番	1種農地で原則、許可いう事で大体例外が6つ、7つ。ちょっと挙げてありますけど。その内に、どれか該当する事で、まあ個人住宅でも許可が下りるんでしょうか？
事務局	そうですね。あの、はい。今回のこの施工規則の第33条第1項第4号っていう事で、ごめんなさい。条項は、まだ全部覚えてないんですが。地域住民の生活に必要な物っていうのが、許可の例外の中にありまして。個人住宅は基本的に、そこに該当するいう事で挙げさせていただいております。で、その他、他の事業所とかそういった物だと、また違う条項。同じ1種農地でも、違う条項があります。次のものとかは、ちょっと違う条項になりますので。その都度、様子をみてですね。ただ、ここに関していうと、まあ。1種農地なので、やはり、その個人

	住宅の制限。概ね、500 ㎡程度っていうのが、ございまして。ちょっと、ここ場所的には法面とかも多くてですね。有効面積とかでっていう事で、概ね 550 ㎡っていう事で、こういうちょっと書き方で、一応、この許可条項の内に収まるような形の一応計画にしていただいておるっていうような感じです。
２　番	分かりました。
議　長	他に、ございますでしょうか？
	（意見質問なし）
議　長	ないようでしたら、採決の方に入っていきたいと思います。整理番号除外の 2 の件に関して許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。
	（全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、除外の整理番号 3 の件に関して、服部委員さん。現地での調査と聞き取りの報告の方をお願い致します。
６　番	よろしくお願い致します。それでは、Ｂ－２ですか、についてちょっとご説明をいたします。地図、場所なんですけども。左上の斜めの市。道路は、これ国道 261 でございます。ちょっと端っこに、あっこ四角い建物があると思うんですけど。ちょっと、その、それより左側にちょっと、今無くなってしまいましたけど。昔、※※ショップって店あったんですけど。あの辺の位置でございます。そこの交差点ずっと下、下りてきた、ずっと道の先には◎◎のソーラーパネルがあるような場所になっております。今回の除外の申請地にですね。田中推進委員さんとですね。今月 12 日金曜日の日に、現地に行きまして。☆☆さんと面談をしてきました。現状を報告致しますと。今回申請が出ております、道路って言いますか。駐車場の部分なんですが。現状ですね、土が埋まっております。って言うのは、住宅地図の方を見ていただきますと。今回の物件の下にですね、××っていう番地があると思うんですけども。そこにですね、約 3 年前に☆☆さんがご自宅を建てられました。☆☆さん自身がちょっと☆☆住設さんっていう事業。水道の事業をされてらっしゃいまして。そこに資材ですとか、倉庫も建設されていらっしゃるんですけど。そこへですね。ご自宅を建てるときに、田だったもんですから肥土を当然剝いだんですけど。予想以上に、肥土が深く 1m以上掘ったとおっしゃってましたけど。まあ結局それをですね、ここの××の今の今回の物件のようは、動画にうつしたような形でされました。結局ですね、それが 3 年という時を経て、だんだん、あそこを車が通るようになり。当然、肥土ですから。やっぱり、抜かっているんで、若干。本格的ではないですけど。砕石が一部でございました。ちょっとね、この、手前の道路自体が町道でもなく。私道でもない。なんていうんですか？集落道みたいな、名義になってまして。ここに広い道幅がないところに工事用のちょっと 2ｔ車が出たり入ったりするもんですから。非常にここで、入りにくいいうのと。元々、そういう道路じゃなかったというのと。かなり、道路自体がへこんできているんていうんですか？ようは、陥没してきてるんですね。まあ、そんなんこんなんあって。肥土を移動したところですね。まったくの形で、その自宅なり、あるいは作業場の方へ入ってこられるとこが頻繁になり。結局ぬ

	かるもんですから。若干の砕石を引くような形になって。まあ、あの。ここは畑なもんですから。ああ、田のもんですから。このままでは、ちょっと困りますと、いうような事で。ちょっと、今回申請をしていただいて。ここの一部をですね、駐車場と進入路という形にしたいという事で、申請を受けました。残りの部分はですね。まあ、除草したりして手入れはされていらっしゃいました。特に、草がボウボウであるとか、ほったらかしっていうんではなく。まめに、刈られてるんだなっていう印象は受けました。ただ、あの、ちょっと肥土がここの部分に道路から。この道路とですね、この××の田んぼとはですね。段差がですね。2m 弱ぐらいあるもんですから。道路から田んぼに対して、1m50～2m ぐらいだとは思うんですけど。それぐらい段差があるもんですから、そこへまあ肥土を落として、ちょうどそこが、乗り入れる場所みたいな。工事車両とかが入ったんだと思うんですけど。事前に埋めちゃってますんで。ちょっと、非常に厳しいお言葉受けると思うんですが。まあ、現状、このまま田という事はいかないもんですから。今回の分筆をしてですね。ここを正しく、進入路と駐車場いう形にしたいと。いう事で、まあ。申請が通れば、そういう工事をしっかりしたものをですね、やるというような事でおしゃっております。以上でございます。
議　長	はい。ありがとうございました。田中推進委員さん、何か付け加えたり・・。
推 6 番	ありません。よろしくお願い致します。
議　長	はい。ありがとうございます。では、審議の方に入りたいと思います。申請番号除外の 3 の件に関して、ご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言の方をお願い致します。
2　番	はい。
議　長	はい。沖田委員さん。
2　番	先ほど、服部委員さんの方から説明がありまして。今回の面積の内、分筆をされて進入路とかそういうものに提案されるという事でしたが。分筆されて後の残りというのは、地目の状態の田で使われるんでしょうか？
6　番	いや、あの畑として利用するそうです。家庭菜園という事で。
2　番	はあ。
6　番	元々、そこで家庭菜園的な畑。野菜を作るとおっしゃっていた場所なんですよ。水の便もちょっとあまり、水はけもあまりいいとこじゃなくて。年にして野菜を作ろうかなあって。お話は聞いておったんですけど。ただ、まあ、今回ちょっとこういう形になってしまったんで。ちょっと変則的な形にはなるとは思うんですけども。まあ、この前行った時も綺麗に草が刈っとりさったんでね。だから、それは大丈夫かなっていう。まあ、実際にね。年中作られるかどうかちょっと分からんですけど。まあ、草も生やさず、管理はされておったんで。まあ、可能かなっという気はしております。
2　番	はい。分かりました。
議　長	他に、ございますでしょうか？　ないようですので、採決の方に入っていきたいと思います。除外の申請整理番号 3 の件に関して許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。

	（全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして､報告の第 1 号農地法 3 条の 3 の規定による相続等の届出について。読み上げはいたしません。目を通していただきまして、質問がございましたら挙手をして質問の方お願い致します。 ～ご覧中～
議　長	なければ、次へいきたいと思います。報告の第 2 号農用地利用集積等促進計画の公告について。一括契約。1 件、出ております。こちらも、議案ではございませんが、質問がございましたら挙手をして質問をお願い致します。 ～ご覧中～
議　長	なければ、次へいかさせてもらいたいと思います。 続きまして、報告の第 3 号。農地法第 4 条の規定による届出について。これも 1 件、出ております。これは・・・。
事務局	これ、報告・・。
議　長	報告ですので、目を通していいただきまして質問がございましたら挙手をして発言をお願い致します。 ～ご覧中～
議　長	農業用倉庫。なんかの事で。利用状況調査なんかで分かって出したんですか？
事務局	いや、これは、本人さんがですね。農地に倉庫。追認になるんですけれども。倉庫が建っていて、転用が必要なんだろうか？っていう相談がございまして。あの、農業用倉庫という事で。200 ㎡未満という事で、届出だけで大丈夫ですっていう事で、今回、顛末書も一応付けていただいて届出を出してもらったので、今回このような形で報告をさせていただいております。
7　番	届出がなくて、建てたいうだけの事なんですよね。
事務局	はい。
7　番	届出をして建っとるから、ここに載るような事はないいう事？
事務局	本来は、届出をして建ててもらうんです。その場合も、ここに載ります。ただ、農業用倉庫だと、届出をされずにされるパターンも多くて・・。
7　番	これは、そんだけ、契約が違ういう事ですよね。
事務局	この方は、先にもう建てて。おそらくですね。この方の相続かなにかで、この方になったんだと思います。つい最近ですね。で、整理する中で農地に建てたっていう事が分かって、申請というか、どうしましょうか？っていうような相談があって今回が分かりました。普通は、まあ、その先に、その倉庫とかを建てる場合であれば、倉庫を建てる計画と一緒にこの届出をしてもらって。その総会に諮

議　長 事務局 議　長	る必要はないので。住民通知とか持ってやるんですが。今回、ちょっと、ごめんなさい。私になってから初めてっていうのもあってですね。一応、まあ、あの知らなかった棟が建っとるけど。知らんかったいう事に、委員さん方が流れても、ちょっとマズイかなあっていう事で。あの、届出があればですね。こういう形で、載せてるので。今後は、まあ載せていければっていうふうに思っております。 はい。ありがとうございます。　珍しい、パターン。 そうです。はい。あんまりないんで。はい。 ご質問がございませんようでしたら、報告 3 まで終ったので、議題の方は以上で終了いたしまして・・。 （その他） (1) 事務連絡 (2) その他 次回の総会は、10 月 21 日（火）13：30 からでお願いします。

以上会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名押印する。

会　　長　　印

議事録署名委員　　印

議事録署名委員　　印